平成２７年（フ）第１０９６号
京都市中京区油小路通三条下る三条油小路町171番地　プラネシア星の子三条油小路701
債務者　アトミックパックこと　濱秋　幸弘
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９９号
京都市伏見区久米町656番地　福富荘２Ｆ11号
債務者　楓　　忠夫
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０６号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地４棟1001号
債務者　髙木　玲子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０７号
京都府宇治市小倉町蓮池109番地の４
債務者　新山虔こと　ＣＨＯＩ　ＫＵＮ　崔虔
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目１番21―203号
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４６号
奈良市芝辻町３丁目４番２号　アネックス105号
債務者　神田　　治
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３４４号
奈良県生駒市松美台45番地165
債務者　大山　　剛
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３５４号
奈良市六条西３丁目26番４―101号
債務者　森本　俊雄
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２４号
鳥取県鳥取市西品治964番地、旧住所鳥取県鳥取市行徳３丁目116番地・鳥取県鳥取市徳尾178番地４　レジデンス東久302号・岩手県一関市東山町長坂字町315番地・宮城県宮城郡利府町神谷沢字館ノ内４番地　サバトＡｉＣ105号・福島県郡山市咲田１丁目10番６号サトーハイツ201号・宮城県黒川郡富谷町杜乃橋１丁目２番地14
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９９号
愛媛県松山市緑町１丁目３番地28　サンシャイン緑町1005号
債務者　白石　健二
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０７号
愛媛県松山市立花２丁目２番８号　ペスコスターニョＣ―103号
債務者　尾上　恵美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１０号
愛媛県松山市萱町６丁目60番地２　ニューリバー萱町101号
債務者　内畠美都枝
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市勢田124番地　市営新立団地住宅Ａ棟104号（前住所　福岡県飯塚市伊岐須877番地１　二瀬コーポ807号）
債務者　浦中　弥生（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２２５号
福岡県久留米市津福今町292番地１　津福今町住宅１―31、住民票上の住所福岡県久留米市安武町住吉596番地９　田中アパート201号
債務者　阿部　忠政
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市脇田町1454番地98、前住所神奈川県横浜市戸塚区名瀬町562番地４　101号
債務者　岩崎　隆徳
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３２号
佐賀県杵島郡大町町大字大町1544番地25
債務者　内田　統久
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部